

「市民が主役」 市民との協働による地域づくり支援事業

この補助制度は、市民の皆さんの自治意識を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するために、地域の社会的な課題に対して、市民自ら地域全体の視点に立ち、事業内容の検討、決定を行い、市民相互の支え合いと活力のある地域社会を創造することを目的としています。
皆さんの豊富なノウハウを生かした、地域づくりのアイデアをご提案ください。

郭内住民交流促進事業(令和6年度)
(地域に誇りを持ち、世代間の交流を促し、健康で長生きできる地域を形成するため健康ウォーキング大会や町内文化祭を実施)



予算枠
「3,000万円」



対象となる事業

①地域の社会的な課題に、地域住民や地域の自治組織が主体的に参加して、その解決に取り組む事業

②市民生活の安全・安心の向上や地域活性化のため、地域が自ら管理を行っている施設等の整備を行う事業
※4月1日以降に着手し、令和8年3月31日までに完了・実績報告を行ってください。

補助対象となる団体

・行政区等の自治組織やその連合体
・市民主体の地域づくり団体
・市民主体の特定非営利活動法人
・市長が特に補助金の交付が適当であると認める団体

補助対象とならない事業等

・営利を目的とする事業
・事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業、経費
・地域の振興・発展の枠を超えた市内全域を対象とするイベント事業

・事業外への流用が容易である備品等の整備(レンタル等により対応ください)
・集会施設の経年劣化による修繕(屋根塗装や畳替え等)

※具体例は次ページをご覧ください。

補助金の決定方法

地域ごとに事業選定組織を設置し、地域の皆さんが自ら事業の選定を行い、補助率と補助金の額を決定します。

応募方法

事業実施箇所の支所地域振興課(二本松地域は各住民センター)に「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。
※様式等は市ウェブサイトをご覧ください。

事業の公表

交付決定を受けた団体は、事業の内容・結果等について、できる限り公表するように努めなければなりません。新聞社等に取材依頼を行い、積極的に記事を掲載するよう努めてください。

その他

防犯カメラ設置費補助等他の補助制度に該当する場合には、その補助を優先してください。

応募期限 5月30日(金)

◎問い合わせ:

秘書政策課総合政策係

☎(55)5090

Fax(22)7023

各支所地域振興課地域振興係

【令和7年度 市民との協働による地域づくり支援事業 補助対象事業例】

※表は例示で、補助対象の可否は、選定委員会で決定されます。

No.	事業種目	補助対象経費の例	補助対象とならない経費の例
1	講習会・教室	教室等の講師料・ポスター代・施設使用料	・ 飲食経費
2	体育振興・スポーツ事業	音響機器借上料・大会開催に必要な備品購入・テント購入・講師謝礼・施設使用料	・ テレビやパソコン等の購入
3	伝統行事・イベント事業	音響機器借上料・テント購入・イルミネーション設置・楽器購入・施設使用料・出演者謝礼・ポスター制作代	・ 草刈り機の購入
4	花・木 植栽事業	花苗代・球根代・消毒代・燃料費・プランター代・トラック借上料	・ 料理教室の食材費
5	美化作業	草刈り機混合油・機材等借上料	・ 慰労会経費
6	観光事業	看板設置・観光地紹介パンフの作製・観光人材育成・ポスター代・ホームページ制作費	・ ユニフォーム代
7	文化継承事業	印刷物作成・研修会会場費・講演会謝礼	・ 記念品代
8	防災・減災事業	炊き出し訓練備品購入・自主防災組織等の防災テントや発電機等の購入・研修講師謝礼・会場使用料・防災マップ作製	・ 優勝旗・景品代
9	防犯事業	看板設置・研修費・防犯協会ジャンパー等作製・LED防犯灯設置	・ 参加者保険料
10	交通・安全事業	カーブミラー設置・危険防止看板設置・道しるべ標識の設置・のぼり旗作製	・ 市外イベント(大会等)参加経費
11	私道・赤道・側溝整備	受益者が複数存在する(市管理が及ばない)赤道等の舗装・U字溝敷設	・ 出店の食材費
12	集会所等備品整備	エアコン購入・掲示板設置・ブルーヒーター購入・空気清浄機購入	・ 衣裳購入費(例祭用含む)
13	集会所整備	【機能向上が伴う整備】 トイレ洋式化・照明LED化・畳のフローリング化	・ 一般的な鍋、やかん等の購入
14	遺跡・史跡整備	案内看板設置・防護柵設置・進入路および駐車場整備	・ 炊き出し訓練の食材費
15	観光地整備	ベンチ設置・案内看板設置・防護柵設置・芝生敷設・駐車場整備・外灯整備・道しるべ標識の設置・歓迎のぼり旗作製・植栽のための種苗購入・燃料費・軽トラ賃料・芝生刈り委託費・案内看板更新	・ 組織名のないシャツ等作製
16	地元管理公園整備	ベンチ設置・花壇造成・遊具の設置や塗装・フェンス修理・芝生敷設・藤棚の解体および新設・U字溝蓋掛け・植栽費・プランターおよび種苗購入・燃料費・軽トラ賃料・草木刈り払い委託費・芝生刈り委託費	・ 市の補助事業対象となる防犯カメラ購入

補助金額 最大100万円

補助金の算出方法 事業費×補助率

補助率 原則として最大80%とし、選定委員会において公共性や優先度等を検討の上、事業毎に決定します。

※ただし、「特に地域振興に資する事業」と選定委員会が認める次の事業についてはこの限りではありません。

- ・ 公益性が特に高い事業であること
- ・ 地域や地区のシンボリックな地域資源を活用した事業であること

※集会所施設等の機能向上が伴う整備および備品整備の補助率は、最大50%とします。

(補助率の例外なし)

※全体の申請額が多い場合は補助率が下がることがあります。





丸又に
聞いてみよう。

0120-03-5598

二本松のお酒で乾杯する店舗を応援します！

酒造等支援商店街

活性化事業

原料米等価格の高騰と物価高騰の影響を受けている酒類製造業者、酒類小売業者、飲食店等への支援および二本松の酒による乾杯を推進するため、乾杯時に必要な酒類の提供を希望する店舗等を募集します。

対象業種

市内の飲食店、宿泊業

条件

市内において通年で営業している酒類を提供する飲食店または宿泊業

※キッチンカー等の移動販売、通年で営業していない店舗、酒類を提供していない店舗は除く。

配布物

二本松の清酒、ワイン

1店舗当たり4万5千円相当分を無償配付

※大規模店（宴会場の収容人員50人超）の場合は9万円相当分

配布方法

申込後に交付される引換券を市内の酒類を販売する小売

店へお持ちになり、引き換え提供してください。

申込期間

5月14日(水)

～6月13日(金)

配付時期

6月中旬～8月下旬

(申込時期に応じて順次)

申込方法

申込書に必要な事項を記入のうえ、下記まで提出してください。申込書は市ウェブサイトからダウンロードするか下記にて配付します。



二本松市運輸業等事業 継続支援金を支給します

原油価格や物価高騰の影響を受けている地域公共交通機関や運輸業等事業者を支援するため、車両維持等に要する経費の一部を支援します。

対象者

市内に本店・支店、営業所がある法人または住民基本台帳に記録されている個人で、申請日時点において事業を継続し、次の事業を営む者。

- ・一般貸切旅客自動車運送業
- ・一般貨物自動車運送業
- ・自動車運転代行業
- ・一般貨物自動車運送業
- ・特定貨物自動車運送業
- ・貨物軽自動車運送業

要件

- ・二本松市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。
- ・関係する法令等に違反していないこと。
- ・市税の滞納がないこと。

対象車両および支援金の額

申請日時点において、事業用自動車として届出がされており、交付対象者が事業用として使用している自動車のうち、自動車検査証または自動車検査証記録事項に記載された使用の本拠の位置が二本松市内にある次の車両

※三輪の軽自動車及び二輪の自動車は除く。

交付対象車両	支給額(1台あたり)
貸切バス車両	10,000円
乗用タクシー、ハイヤー車両	
自動車運転代行事業の随伴車両	
一般貨物自動車両/特定貨物自動車両 (貨物トラック等) ①最大積載量6.5t以上	30,000円
②最大積載量3t以上6.5t未満	15,000円
③最大積載量3t未満	10,000円
貨物軽自動車両	10,000円

申請方法

次の書類を作成し、商工課窓口へ提出してください。

- ・運輸業等事業継続支援金交付申請書兼請求書(配布を受けるには申請が必要となります。申請書兼請求書については、市ウェブサイトからダウンロードまたは左記問い合わせ先で配付します。)
- ・許可等を受けて事業を営んでいることを証明する許可証などの写し
- ・交付対象車両全ての自動車検査証または自動車検査証記録事項の写し
- ・市税納付状況確認同意書
- ・振込先の通帳等の写し

申請期間

5月1日(木)

～6月30日(月)

※予算に達した時点で終了。

◎問い合わせ・申請先:

商工課商工振興係

☎(55)5120

Fax(22)8533

国民生活基礎調査を 実施します

全国の世帯および世帯員を対象とした厚生労働省の統計調査が6月5日と7月10日を基準日に実施されます。

この調査は、国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の状況を世帯面から総合的に判断し、少子高齢化対策等に役立てることを目的としています。

対象となった世帯へは、身分証を携帯した調査員がお伺いします。個人情報厳守いたしますので、調査へのご協力をお願いします。

◎問い合わせ：

県北保健福祉事務所

☎024(534)4104



**戦没者等の遺族に対する
第十二回特別弔慰金(額面
27万5千円、5年償還の
記名国債)の請求を受け付
けています**

支給対象者

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人。

戦没者等の死亡当時の ご遺族で

- (1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- (4) 右記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、

(姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

請求期限

令和10年3月31日まで

※期限を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◎問い合わせ・請求先：

福祉課地域福祉係

☎(24)5063

Fax(22)1547



**道路・河川の美化活動に
必要な物品を支給します**

対象者

市にボランティア登録された次の団体または個人
※団体にあつては、町内会、老人会等の地域団体、学校、企業または家族であること
※個人にあつては、成年であること

※その他ボランティアとして市長が適当と認めるものであること

対象となる作業

- ・活動区域内の空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集
- ・草木等の除草および伐採
- ・緑地および植樹帯の植木剪定
- ・その他道路または河川の美化に必要な活動

支給品の例

- ・刈り払い機の燃料や替え刃、軍手、ごみ袋など

◎問い合わせ：

土木課維持係

☎(55)5125

Fax(23)1197

または各支所産業建設課

遺産相続・土地と建物の名義変更

いぬい

乾亮太郎 司法書士事務所

義務化された相続登記のご相談を承ります。

本宮市本宮字南町裡143-1(サンライズもとみや前)

☎0243-24-9913

夜間・休日・出張相談可(要予約)お気軽にお電話ください



あだたら山ロープウェイ

- 営業期間 11月9日(日)まで運行中
※定休日あり(HIPご確認下さい)
※天候により運休する場合あり

- 【あ】のオブジェ
ロープウェイ山頂駅の展望広場にあるBIGオブジェ。景色もよく、おすすめの写真スポット。



あだたら山奥岳の湯

- 営業時間 10時～19時(最終入館18時30分)
※メンテナンスのため休業する場合あり
- 料 金 大人800円 小人500円

お問合せ あだたら高原リゾート

TEL: 0243-24-2141 <http://www.adatarayama-resort.com>